

世帯

世帯とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。

世帯主

世帯主とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から申告された者をいう。

世帯員

世帯員とは、世帯を構成する各人をいう。ただし、社会福祉施設に入所している者、単身赴任者（出稼ぎ者及び長期海外出張者を含む。）、遊学中の者、別居中の者、預けた里子、収監中の者を除く。

世帯構造

世帯構造は、次の分類による。

1 単独世帯

(1) 住み込み又は寄宿舍等に居住する単独世帯

住み込みの店員、あるいは学校の寄宿舍・寮・会社などの独身寮に単身で入居している者をいう。

(2) その他の単独世帯

世帯員が一人だけの世帯であって、その世帯員の居住場所が（1）以外の者をいう。

2 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。

(2) 夫婦と未婚の子のみの世帯

夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。

(3) ひとり親と未婚の子のみの世帯

父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。

3 三世帯世帯

世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯をいう。

4 その他の世帯

上記1～3以外の世帯をいう。

世帯業態

世帯業態は、次の分類による。

1 雇用者世帯

(1) 常雇者世帯

最多所得者が雇用期間について別段の定めなく雇われている者の世帯をいう。

① 会社・団体等の役員の世帯

最多所得者が会社又は団体等を経営、代表する役職についている者の世帯をいう。

② 一般常雇者世帯

最多所得者が雇用期間について別段の定めなく個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者の世帯をいう。

(2) 1月以上1年未満の契約の雇業者世帯

最多所得者が形式のいかんを問わず1月以上1年未満の契約によって雇われている者の世帯をいう。

(3) 日々又は1月未満の契約の雇業者世帯

最多所得者が形式のいかんを問わず日々又は1月未満の契約によって雇われている者の世帯をいう。

2 自営業者世帯

最多所得者が事務所、工場、商店、飲食店等の事業を行っている者の世帯をいう。

3 その他の世帯

最多所得者が上記に該当しない世帯をいう。したがって、最多所得者が全く働いていない世帯（利子、家賃、配当金、年金、恩給等で所得を得ている世帯）が含まれる。

4 不詳

最多所得者の就業状況が不詳の世帯、及び最多所得者に仕事がなく他に仕事の有無が不詳である者がいる世帯をいう。

世帯類型

世帯類型は、次の分類による。

1 高齢者世帯

65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

2 母子世帯

死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

3 父子世帯

死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

4 その他の世帯

上記1～3以外の世帯をいう。

世帯種

世帯種は、次の分類による。

1 国保加入世帯

国民健康保険の被保険者が一人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者又は被扶養者がいない世帯をいう。

2 被用者保険加入世帯

政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険の被保険者若しくは共済組合の組合員又はその被扶養者が一人でもおり、かつ、国民健康保険の被保険者がいない世帯をいう。

3 国保・被用者保険加入世帯

上記の国民健康保険の被保険者及び被用者保険の被保険者又はその被扶養者がそれぞれ一人でもいる世帯をいう。

- 4 その他の世帯
上記1～3以外で加入保険不詳の者がいない世帯をいう。
- 5 不詳
加入保険不詳の者がいる世帯をいう。

地域ブロック

地域ブロックは、次の分類による。

- 1 北海道 北海道
- 2 東北 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
- 3 関東Ⅰ 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
- 4 関東Ⅱ 茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県
- 5 北陸 新潟県・富山県・石川県・福井県
- 6 東海 岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
- 1 近畿Ⅰ 京都府・大阪府・兵庫県
- 8 近畿Ⅱ 滋賀県・奈良県・和歌山県
- 9 中国 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
- 10 四国 徳島県・香川県・愛媛県・高知県
- 11 北九州 福岡県・佐賀県・長崎県・大分県
- 12 南九州 熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

市郡

市郡は、次の分類による。

- 1 大都市
18大都市（東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）をいう。
- 2 その他の市
18大都市以外の市をいう。
- 3 郡部
上記1～2以外をいう。

医療保険加入状況

医療保険加入状況は、次の分類による。

- 1 国民健康保険
いずれの被用者保険にも加入できない農林漁業者や商店経営などの自営業者が加入している。
また、医師、土木建築業、理容業など、同種の事業又は業務に従事する者で組織される国民健康保険組合に加入している場合も含む。

国民健康保険は、次の各制度への加入をいう。

① 市町村

市町村（特別区）が運営し、地域内の一般住民を対象としているものに加入している場合をいう。

② 組合

同種の事業又は業務に従事するもので組合を設立し、その組合員を対象とするものに加入している場合をいう。

2 被用者保険

被用者保険は、次の各制度への加入をいう。

(1) 政府管掌健康保険

主として民間会社（中小企業）に勤務する者が加入している。

なお、臨時的に雇用される者や季節的業務に雇用される者なども含む。

(2) 組管管掌健康保険

主として民間会社（大企業）に勤務する者が加入している。

(3) 共済組合

国の機関や地方自治体、公立・私立の学校、教育委員会、警察に勤務する者が加入している。

(4) 船員保険

船員として5トン以上の船舶の所有者に使用される者が加入している。

被用者保険加入者は、次の分類による。

① 本人

保険証表面の「被保険者氏名」欄に記載されている者をいう。

② 家族

保険証の「被扶養者氏名」欄に記載されている者をいう。

3 その他

「国民健康保険」「被用者保険」どちらにも加入していない者をいう。

4 不詳

仕事の有無

仕事の有無は、次の分類による。

1 仕事あり（有業）とは、平成19年5月中に所得を伴う仕事をしていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。

- (1) 雇用者であって、平成19年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合（例えば、病気で休んでいる場合）。
- (2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、平成19年5月中に事業は経営されていた場合。
- (3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合。
- (4) 職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中である場合。

2 仕事なしとは、上記1以外をいう。なお、ダブ屋、かけ屋などの仕事は、正当な仕事とは認められないので、仕事なしとする。

3 不詳

有業者構成

有業者構成とは、平成19年5月中の世帯主及び世帯員の所得を伴う仕事の有無による組合せをいう。

平均有業人員

世帯における仕事あり（有業）の世帯人員数

$$\text{平均有業人員} = \frac{\text{有業者数}}{\text{世帯数}}$$

有業率

世帯員のうち仕事あり（有業）の者の割合

$$\text{有業率} = \frac{\text{有業者数}}{\text{世帯人員数}} \times 100$$

勤めか自営かの別

勤めか自営かの別は、次の分類による。

1 自営業主

商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家など一定の店舗、工場、事務所などにおいて事業を行っている者をいう。

2 家族従業者

自営業者の家族であって、その経営する事業を手伝っている者をいう。

3 会社・団体等の役員

会社・団体・公社などの役員（重役・理事など）をいう。例えば、株式会社の取締役・監査役、合名会社や合資会社の代表社員、組合や協会の理事・監事、公社や公団の総裁・理事・監事などである。

4 一般常雇者

雇用期間について別段の定めなく個人業主、会社、団体、官公庁に雇われている者をいう。

5 1月以上1年未満の契約の雇用者

6 日々又は1月未満の契約の雇用者

7 内職

家庭において、収入を得るため仕事をしている者をいう。

8 その他

上記1～7以外の者をいう。

9 勤めか自営か不詳

仕事はあるが、勤めか自営かの別が不詳である者をいう。

勤め先での呼称

勤め先での呼称は、次の分類による。

1 正規の職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。

2 パート・アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。

3 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。

この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしない。

4 契約社員・嘱託

契約社員については、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者をいう。

嘱託については、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

5 その他

1～4以外の者をいう。

就業時間

就業時間とは、5月21日から27日の1週間に仕事をした日数・時間をいう。

通勤時間

通勤時間とは、主な仕事の勤め先までの片道通勤時間をいう。

就業希望の有無

就業希望の有無とは、仕事なしの者で就業希望があるかないかをいう。

希望する仕事の形

希望する仕事の形とは、就業希望がある場合で、仕事を探している者の最も希望する仕事の形態をいう。

すぐには就けない理由

すぐには就けない理由とは、就業希望がありながらも、すぐに仕事に就けない場合の理由（出産・育児、介護・看護のため、または健康に自信がない等）をいう。

住居の種類

住居の種類は、次の分類による。

1 持ち家

世帯主又は世帯員名義の住宅をいう。

2 民間賃貸住宅

民間の賃貸住宅をいう（社宅を除く）。

3 社宅・公務員住宅等の給与住宅

社宅及び国、地方公共団体の公務員住宅をいう。

4 都市再生機構・公社等の公営賃貸住宅

都市再生機構・公社等の賃貸住宅をいう。

5 借間・その他

上記1～4以外のものをいう。

家計支出額

家計支出額とは、平成19年5月中の家計上の支出金額（飲食費（外食費・嗜好品費を含む。）、住居費、光熱・水道費、被服費、保健医療費、教育費、教養娯楽費、交際費、冠婚葬祭費、その他の諸雑費など）をいい、税金、社会保険料は含まない。

別居の親・子への仕送り額

別居の親・子への仕送り額とは、平成19年5月中の家計上の支出金額のうち、別居している親（入院、入所など）または子（学業など）へ仕送りをしている金額をいう。

公的年金・恩給受給状況

公的年金・恩給の受給は、次の各制度からの受給をいう。

1 基礎年金

新年金制度（昭和61年4月）の適用を受ける者が国民年金から受給しているもので、老齢、障害、死亡の状況により、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類がある。

2 基礎年金と厚生年金

新年金制度の適用を受ける者が基礎年金と厚生年金とを受給している場合をいう。

3 基礎年金と共済年金

新年金制度の適用を受ける者が基礎年金と共済年金とを受給している場合をいう。

4 国民年金

旧制度の適用を受ける農家や商店の者等、また、家庭の主婦（国民年金の保険料を納付していた者のみ）、又はその遺児等が受給している。

5 福祉年金

旧制度発足時に年金制度に加入できなかった者が受給している。

6 厚生年金

民間の会社等に勤めていた者又はその遺族が受給している。

7 共済年金

国や地方の公務員、私立学校の教職員、農林漁業団体の職員であった者又はその遺族が受給している。

8 恩給

もと軍人や官吏であった者又はその遺族が受給している。

9 その他

上記1～8以外の公的年金・恩給を受給する者（国会議員互助年金、戦傷病者戦没者遺族年金、旧令共済組合の年金など）。

10 不詳

公的年金加入状況

公的年金加入状況は、次の分類による。

1 国民年金第1号被保険者

20歳以上60歳未満で2～3に該当しない者をいう。自営業者、農林漁業従事者、学生及び厚生年金に加入してい

ない雇用者などがこれにあたる。被用者年金制度の老齢（退職）年金を受けられる者で希望して加入している場合や60歳以上の者で年金受給資格を得るために任意加入している場合も含む。

2 国民年金第2号被保険者

民間会社に勤務する者や船員である者、国の機関や地方自治体、公立・私立の学校、教育委員会、警察、農林漁業団体に勤務する者で被用者年金制度の加入者をいう。

3 国民年金第3号被保険者

夫又は妻が国民年金第2号被保険者で、その夫又は妻に扶養されている20歳以上60歳未満の者をいう。

4 加入していない

5 不詳

経済上の地位

経済上の地位は、次の分類による。

1 最多所得者

調査日（平成19年6月7日）前1年間に最も多く所得を得た者をいう。

2 生計補助者

最多所得者以外の者で、仕事ありの者をいう。

3 被扶養者

最多所得者以外の者で、仕事なしの者をいう。

4 不詳

最多所得者以外の者で、仕事の有無が不詳の者をいう。

児童

児童とは、18歳未満の未婚の者をいう。

乳幼児

乳幼児とは、就学前（平成13年4月以後出生）の者をいう。

育児にかかった費用

育児にかかった費用とは、平成19年5月中に乳幼児に関してかかった保育費、医療費、家具・寝具等の費用、衣服費、衛生費、乳児にかかる費用（ミルク代、離乳食代、紙おむつ代等）、小遣い、おもちゃ代、運動用具代等の費用をいい、ミルク代、離乳食代以外の飲食費、光熱水道費、住居費などは含まない。

家族形態

家族形態は、次の分類による。

1 単独世帯

世帯に1人だけの場合をいう。

2 夫婦のみの世帯

配偶者のみと同居している場合をいう。

3 子と同居

- (1) 子供夫婦と同居
- (2) 配偶者のいない子と同居
未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。
- 4 その他の親族と同居
子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。
- 5 非親族と同居
1～4以外で、親族以外と同居している場合をいう。

子との同別居状況

子との同別居状況は、次の分類による。

- 1 同居の子のみあり
同一家屋に居住し、かつ同一生計にある子のみあり、他に別居の子がいない場合をいう。
- 2 同居・別居の子あり
同居の子と共に別居の子がある場合をいう。
- 3 別居の子のみあり
同居の子がいなく別居の子がある場合をいい、最も近くに住んでいる子の居住場所により次の分類による。
 - (1) 同一家屋
子と同一の家屋に住んでいるが、生計が別の場合をいう。
 - (2) 同一敷地
子の住居が同一敷地内の別棟にあり、生計が別の場合をいう。
 - (3) 近隣地域
子の住居が同じ町内会であったり、回覧板が回される程度の範囲の地域にある場合をいう。
 - (4) 同一市区町村
子の住居が(2)又は(3)に該当せず、同一市区町村内にある場合をいう。
 - (5) その他の地域
上記(1)～(4)以外の地域をいう。
 - (6) 居住場所不詳
- 4 子供なし
同居の子、別居の子が共にない場合をいう。
- 5 不詳
同居の子がなく、別居の子の有無が不詳の場合をいう。

手助けや見守りを要する者

手助けや見守りを要する者とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排せつ、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護」「要支援」の認定を受けている者などをいう。

所得の種類

所得の種類は、次の分類による。

1 稼働所得

雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。

(1) 雇用者所得

世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。

なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の支給など）は時価で見積もった額に換算して含めた。

(2) 事業所得

世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から仕入原価や必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。

(3) 農耕・畜産所得

世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。

(4) 家内労働所得

世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。

2 財産所得

世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入（現物給付を含む。）から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額（源泉分離課税分を含む。）をいう。

3 社会保障給付金

公的年金・恩給、雇用保険、その他（公的年金・恩給、雇用保険以外）の社会保障給付金をいう。

(1) 公的年金・恩給

世帯員が年金・恩給の各制度から支給された年金額（二つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額）をいう。

(2) 雇用保険

世帯員が受けた雇用保険法による失業給付及び船員保険法による失業保険金をいう。

(3) その他の社会保障給付金

世帯員が上記(1)、(2)以外から受けた社会保障給付金（生活保護法による扶助、児童手当など）をいう。ただし、現物給付は除く。

4 仕送り

世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。

5 企業年金・個人年金等

世帯員が勤務していた企業等で加入していた年金制度から年金として受け取った金額及び世帯員個人が、保険会社等と契約を結び掛金を支払い、年金として受け取った金額をいう。

6 その他の所得

上記1～5以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典など）をいう。

所得種構成

所得種構成とは、「雇用者所得」から「その他の所得」までの11種類の所得の種類別構成をいう。

所得に占める割合

各所得をそれぞれの世帯の総所得で除した構成比をいう。

所得五分位階級

全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて5等分し、所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第Ⅴ五分位階級とし、その境界値をそれぞれ第Ⅰ・第Ⅱ・第Ⅲ及び第Ⅳ五分位値（五分位境界値）とよぶ。

基礎的所得の種類

世帯が得た所得を所得の種類別に分類したとき、最も金額の多いものをいう。基礎的所得の割合とは、これを世帯の総所得で除した構成比である。したがって、基礎的所得の割合が100%ということは、その世帯の所得が1種類の所得のみによって構成されているということである。

課税の状況

課税の状況は、次の分類による。

1 住民税課税世帯

(1) 所得割課税世帯

所得割を課税されている者が一人でもいる世帯をいう。

(2) 均等割のみ課税世帯

所得割を課税されている者がおらず、均等割のみ課税されている者が一人でもいる世帯をいう。

2 所得税課税世帯

所得税を課税されている者が一人でもいる世帯をいう。

貯蓄

貯蓄とは、①郵便局、銀行、信用金庫、農業協同組合などの金融機関への預貯金、②生命保険、個人年金保険、損害保険、簡易保険のこれまでに払い込んだ保険料（掛け捨て保険は除く。）、③株式、株式投資信託、債券、公社債投資信託、金銭信託・貸付信託、④その他の預貯金（財形貯蓄、社内預金等）の世帯員全員の平成19年6月末日現在の合計額をいい、貯蓄の種類ごとには金額は把握していない。

なお、自営業者世帯の場合は、事業用の貯蓄を含み、株式などの有価証券は、平成19年6月末日現在の時価に換算している。

借入金

借入金とは、土地・住宅の購入、耐久消費財の購入、教育資金などに充てるために借り入れた金額の合計をいう。自営業者世帯の場合は、事業用の借入金を含む。

稼働者構成

稼働者構成とは、稼働所得を得ている世帯主及び世帯員の組合せをいう。

公的年金・恩給受給者のいる世帯

公的年金・恩給受給者のいる世帯とは、公的年金・恩給を受給している者が一人でもいる世帯をいう。

可処分所得

可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。

拠出金

拠出金とは、世帯で支払った所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を合算したものをいう。

所得税

所得税とは、雇用者にあつては平成18年分の給料、賃金、賞与から源泉徴収された額の合計額をいい、自営業、農業などを行っている者にあつては平成18年分の確定申告により課税された額の合計額をいう。また、配当金などについても所得税を納めた場合は、これに含める。

住民税

住民税とは、都道府県民税と市区町村民税を合算したものをいい、平成19年度の課税状況による。

社会保険料

社会保険料とは、医療保険、年金保険、介護保険、その他の保険料を合算したものをいう。

1 医療保険

医療給付を受けるために支払った保険料（掛金）をいう。

2 年金保険

公的年金給付を受けるために支払った保険料（掛金）をいう。

3 介護保険

介護保険の給付を受けるために支払った保険料（掛金）をいう。

4 その他（雇用保険等）

失業給付を受けるために支払った保険料（掛金）をいう。

固定資産税

固定資産税とは、個人所有の土地・建物に対する平成18年度の固定資産税額をいう。ただし、事業に関するものは含まない。

企業年金・個人年金等掛金

将来年金として受け取るために、世帯員の勤務している企業等で加入している年金制度に対する掛金及び世帯員個人が保険会社等と契約を結び支払った掛金をいう。

生活意識

生活意識とは、世帯が、調査時点の暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、次の5区分で回答したものである。

- 1 大変苦しい
- 2 やや苦しい
- 3 普通
- 4 ややゆとりがある
- 5 大変ゆとりがある

入院者

入院者とは、病院、診療所又は介護保険施設に入院又は入所している者をいう。

有訴者

有訴者とは、世帯員（入院者を除く。）のうち、病気やけが等で自覚症状のある者をいう。

通院者

通院者とは、世帯員（入院者は除く。）のうち、病気やけがで病院や診療所、あんま・はり・きゅう・柔道整復師に通っている者をいう。

日常生活に影響のある者

日常生活に影響のある者とは、世帯員（入院者、6歳未満の者を除く。）のうち、健康上の問題で日常生活（日常生活動作・外出・仕事・家事・運動など）に影響のある者をいう。

有訴者率

人口千人に対する有訴者数

$$\text{有訴者率} = \frac{\text{有訴者数}}{\text{世帯人員数}} \times 1,000$$

通院者率

人口千人に対する通院者数

$$\text{通院者率} = \frac{\text{通院者数}}{\text{世帯人員数}} \times 1,000$$

日常生活に影響のある者率

人口（6歳以上）千人に対する日常生活に影響のある者数

$$\text{日常生活に影響のある者率} = \frac{\text{日常生活に影響のある者数}}{\text{6歳以上の世帯人員数}} \times 1,000$$

病気やけが等で支払った費用

病気やけが等で支払った費用とは、平成19年5月中に病気やけがで支払った費用及び病気の予防等で医療機関に支払った費用をいい、正常な妊娠・分娩のために支払った費用及び健康の保持・増進を目的としたスポーツクラブの入会金や利用料金などは含まない。

健康状態

健康状態とは、世帯員（入院者、6歳未満の者は除く。）のうち、自覚症状、日常生活影響、通院のあり・なしによる次の分類である。

健康状態の分類

- | | | |
|-----|---|----------------------|
| 8分類 | 1 | 自覚症状あり・日常生活影響あり・通院あり |
| | 2 | 自覚症状あり・日常生活影響あり・通院なし |
| | 3 | 自覚症状あり・日常生活影響なし・通院あり |
| | 4 | 自覚症状あり・日常生活影響なし・通院なし |
| | 5 | 自覚症状なし・日常生活影響あり・通院あり |
| | 6 | 自覚症状なし・日常生活影響あり・通院なし |
| | 7 | 自覚症状なし・日常生活影響なし・通院あり |
| | 8 | 自覚症状なし・日常生活影響なし・通院なし |
| 3分類 | 1 | 自覚症状・日常生活影響・通院ともあり |
| | 2 | 自覚症状・日常生活影響・通院いずれかあり |
| | 3 | 自覚症状・日常生活影響・通院ともなし |

普段の活動ができなかった日数

普段の活動ができなかった日数とは、世帯員（入院者、6歳未満の者は除く。）のうち、過去1か月間に健康上の問題で床についたり、普段の活動ができなかった（仕事・学校を休んだ、家事ができなかった等）日数の合計をいう。

こころの状態

アメリカのKessler教授らが開発した指標（K6）の日本語版（古川、川上、金）を使用した。

要介護者

要介護者とは、介護保険法の要介護と認定された者（①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）をいう。

要支援者

要支援者とは、介護保険法の要支援と認定された者（①要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者、②要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれのある状態の原因となった心身の障害が特定疾病によるもの）をいう。

介護を要する者

介護を要する者とは、介護保険法の要支援又は要介護と認定された者（要介護者）をいう。

要介護度の状況

要介護度の状況とは、「要介護認定等にかかる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年3月14日厚生労働省令第32号）に定められている「要介護認定等基準時間」により分類されたものをいう。

要介護認定等基準時間の分類

- ・ 直接生活介助—入浴、排せつ、食事等の介護
- ・ 間接生活介助—洗濯、掃除等の家事援助等
- ・ 問題行動関連介助—徘徊に対する探索、不潔な行為に対する後始末等
- ・ 機能訓練関連行為—歩行訓練、日常生活訓練等の機能訓練
- ・ 医療関連行為—輸液の管理、じょく瘡の処置等の診療の補助等

1 要支援1

上記5分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態

2 要支援2

要支援状態の継続見込期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減又は悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

3 経過的要介護

上記5分野の要介護認定等基準時間が25分以上32分未満である状態又はこれに相当する状態

（改正介護保険法施行日（平成18年4月1日）において、有効期間が満了する前の制度改正前の旧要支援者については、改正介護保険法附則第8条の規定により、施行日に要介護認定を受けたものとみなされるため、当該有効期間満了日までの間は「経過的要介護」に該当する。）

4 要介護1

上記5分野の要介護認定等基準時間が32分以上50分未満である状態又はこれに相当する状態

5 要介護2

上記5分野の要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態又はこれに相当する状態

6 要介護3

上記5分野の要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態又はこれに相当する状態

7 要介護4

上記5分野の要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態又はこれに相当する状態

8 要介護5

上記5分野の要介護認定等基準時間が110分以上である状態又はこれに相当する状態

介護が必要となった主な原因

介護が必要となった主な原因は、次の分類による。

1 脳血管疾患(脳卒中)

脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、その他の脳血管疾患及びその後遺症などをいう。

2 心疾患（心臓病）

狭心症、心筋こうそく、不整脈、心筋炎、その他の心臓疾患をいう。

3 悪性新生物（がん）

すべての部位のがん（白血病を含む）及び肉腫をいう。

4 呼吸器疾患

肺気腫、肺炎、気管支炎、胸膜疾患などをいう。

5 関節疾患

関節リウマチ、何らかの原因による関節炎、関節症、腰痛症をいう。

6 認知症

認知症（アルツハイマー病等）をいう。

7 パーキンソン病

8 糖尿病

糖尿病及び糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症などの合併症をいう。

9 視覚・聴覚障害

緑内障、網膜はくり、難聴などをいう。

10 骨折・転倒

屋内外を問わず、何らかの原因で骨折又は転倒したものをいう。

11 脊髄損傷

外傷に伴って脊髄の挫傷、断裂、血行障害により脊髄の機能が傷害されたものをいう。

12 高齢による衰弱

特にこれといった病気と診断されてないものの、老いて体の機能が衰弱したものをいう。

13 その他

1～12以外の傷病をいう。

14 わからない

原因がわからないものをいう。

日常生活の自立の状況

日常生活の自立の状況の期間

日常生活の自立の状況の区分は、「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」（平成3年11月18日厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）による。

日常生活の自立の状況の期間とは、当該日常生活の自立の状況になってからの期間をいう。

居宅サービスの種類と内容

サービスの種類	サービスの内容
訪問系のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 居宅で訪問介護員等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。 ・訪問入浴介護 居宅で浴槽を提供されて受ける入浴の介護をいう。 ・訪問看護 居宅で看護師等から受ける療養上の世話と必要な診療の補助をいう。 ・訪問リハビリテーション 居宅で理学療法士等から受ける日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。 ・介護予防訪問介護 居宅で介護予防を目的として介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。 ・介護予防訪問入浴介護 居宅で介護予防を目的として浴槽を提供されて受ける入浴の介護をいう。 ・介護予防訪問看護 居宅で介護予防を目的として看護師等から受ける療養上の世話と必要な診療の補助をいう。 ・介護予防訪問リハビリテーション 居宅で介護予防を目的として理学療法士等から受ける理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。 ・夜間対応型訪問介護 夜間において、巡回や通報などによる夜間専用の訪問介護をいう。
通所系のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 老人デイサービスセンター等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練をいう。 ・通所リハビリテーション 介護老人保健施設、病院、診療所等に通って受ける日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。 ・介護予防通所介護 介護予防を目的として老人デイサービスセンター等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練をいう。 ・介護予防通所リハビリテーション

	<p>介護予防を目的として介護老人保健施設、病院、診療所等に通って受ける理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護 認知症の要介護者が、老人デイサービスセンター等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練をいう。 ・介護予防認知症対応型通所介護 認知症の要介護者が、介護予防を目的として老人デイサービスセンター等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練をいう。
短期入所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所して受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練をいう。 ・短期入所療養介護 老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所して受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をいう。 ・介護予防短期入所生活介護 介護予防を目的として特別養護老人ホームや老人短期入所施設に短期間入所して受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練をいう。 ・介護予防短期入所療養介護 介護予防を目的として老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所して受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練その他必要な医療と日常生活上の支援をいう。
小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「泊まり」のサービスを1か所で提供するサービスをいう。
配食サービス	調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否確認を行うサービスをいう。
外出支援サービス	移送用車両により、利用者の居宅と在宅福祉サービス、介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間を送迎を行い、また、ショッピングセンター等での移動支援のための拠点を整備し、各種情報の提供や電動スクーター、車いすの貸出等を行うサービスをいう。
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	寝具類等の衛生管理のための水洗い及び乾燥消毒等を行うサービスをいう。

居宅サービスの費用

居宅サービスの費用とは、平成19年5月中に事業者を支払った以下のサービスに対する費用の総額をいう。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、配食サービス、外出支援サービス、寝具類等洗濯乾燥消毒サービス。

介護保険料所得段階

介護保険料所得段階とは、「介護保険料額決定通知書」に記載されている次の所得段階区分をいう。

- 1 第1段階
生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市区町村民税非課税
- 2 第2段階
世帯全員が市区町村民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下
- 3 第3段階
世帯全員が市区町村民税非課税で第2段階に該当しない
- 4 第4段階
本人が市区町村民税非課税
- 5 第5段階
本人が市区町村民税課税で合計所得金額が200万円未満
- 6 第6段階以上
本人が市区町村民税課税で合計所得金額が200万円以上

介護費用の負担力

介護費用の負担力とは、介護が必要な者（あるいは配偶者）が、平成19年5月中の介護費用の負担方法を、次の3区分で回答したものをいう。

- 1 介護費用は介護が必要な者（あるいは配偶者）の収入を充てた。
- 2 介護費用は介護が必要な者（あるいは配偶者）の貯蓄を充てた。
- 3 介護費用は介護が必要な者（あるいは配偶者）以外の者の収入・貯蓄を充てた。

主な介護者

主な介護者とは、「介護を要する者」を主に介護する者（配偶者、子などの家族や親族等と訪問介護事業者）をいう。

従たる介護者

従たる介護者とは、「主な介護者」以外の介護する者（訪問介護事業者を除く）をいう。

介護者の組合せ

介護者の組合せは、次の分類による。

1 事業者による介護のみ

「洗顔」から「話し相手」までの16項目のそれぞれの介護内容の介護を、訪問介護事業者のみが行っている者をいう。

2 事業者と家族等介護者

「洗顔」から「話し相手」までの16項目のそれぞれの介護内容の介護を、訪問介護事業者と主な家族等介護者とが、又は訪問介護事業者とその他の家族等介護者とが行っている者をいう。

3 主な介護者のみ

「洗顔」から「話し相手」までの16項目のそれぞれの介護内容の介護を、主な家族等介護者のみが行っている者をいう。

4 その他

「洗顔」から「話し相手」までの16項目のそれぞれの介護内容の介護を、主な家族等介護者とその他の家族等介護者とが、又はその他の家族等介護者のみが行っている者をいう。

参考

世帯類型（旧定義）

1 高齢者世帯

男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成するか、又はこれらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

2 母子世帯

死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない20歳以上60歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

3 父子世帯

死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない20歳以上65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

4 その他の世帯

上記1～3以外の世帯をいう。

◆ 職業分類（仕事の種類）一覧表

分類項目	仕事の種類
専門的・技術的職業従事者	科学研究者（自然科学系、人文・社会科学系）、技術者（農林水産業・食品、機械、航空機、造船、電気・電気通信、金属製錬、化学、窯業、建築・土木・測量、情報処理など）、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、臨床・衛生検査技師、歯科衛生士、栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、社会福祉専門職業従事者（保育士など）、法務従事者（裁判官、検察官、弁護士など）、公認会計士、税理士、教員、宗教家、文芸家、記者、編集者、美術家、写真家、デザイナー、音楽家、舞台芸術家、その他の専門的・技術的職業従事者（個人教師、職業スポーツ従事者など）
管理的職業従事者	管理的公務員（議会議員、知事、市長など）、会社・団体等役員、会社・団体等管理職員（工場長、支店長、駅長・区長、会社課長など）、その他の管理的職業従事者
事務従事者	一般事務従事者（総務事務員、受付・案内事務員、秘書など）、会計事務従事者、外勤事務従事者（集金人など）、運輸・通信事務従事者、その他の事務従事者（速記者、タイピスト、キーパンチャー、電子計算機オペレーターなど）
販売従事者	商品販売従事者（小売店主、飲食店主、販売店員、商品仕入・販売外交員、商品仲立人など）、販売類似職業従事者（不動産仲介人、保険外交員、質屋店主・店員など）
サービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者（家政婦（夫）、家事手伝い、訪問介護員（ホームヘルパー）など）、生活衛生サービス職業従事者（理容師、美容師、クリーニング職など）、飲食物調理従事者、接客・給仕職業従事者、居住施設・ビル等管理人、その他のサービス職業従事者（旅行・観光案内人、物品一時預り人など）
保安職業従事者	自衛官、警察官、看守、消防員、警備員など
農林漁業作業	農耕・養蚕、養畜、植木職、造園師、育林、伐木・造材、集材・運材、製炭・製薪、漁労作業、海草・貝採取、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士、水産養殖など
運輸・通信従事者	鉄道運転従事者、自動車運転者、船舶・航空機運転従事者、その他の運輸従事者（車掌、鉄道輸送関連業務従事者、甲板員、船舶機関員、検車係など）、通信従事者（無線通信技術従事者、有線通信員、電話交換手、郵便・電報外務員など）

分類項目	仕事の種類
生産工程・労務作業	<p>金属材料製造作業（製鉄工、製鋼工、鋳物工、圧延工など）、化学製品製造作業（石油精製・化学繊維・油脂・医薬品製造作業など）、窯業製品製造作業（ガラス成形工、れんが・かわら・土管製造工、陶磁器工、セメント製造工など）、土石製品製造作業（石工など）、金属加工作業（金属工作機械工、金属プレス工、板金工など）、金属溶接・溶断作業（アーク溶接工、ガス溶接工など）、一般機械器具組立・修理作業、電気機械器具組立・修理作業、輸送機械組立・修理作業（自動車部品組立工、自動車整備工、航空機組立工・整備士など）、計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業（時計組立工など）、食料品製造作業（めん類・パン・菓子製造、水産物加工など）、飲料・たばこ製造作業、紡織作業（紡績工、製布工、手編工など）、衣服・繊維製品製造作業（婦人・子供服仕立工、和服仕立工、ミシン縫製工など）、木・竹・草・つる製品製造作業、パルプ・紙・紙製品製造作業、印刷・製本作業、ゴム・プラスチック製品製造作業、革・革製品製造作業（製革工、靴製造工・修理工など）、その他の製造・制作作業（装身具製造工、がん具製造工、塗装工、写真現像・焼付・引伸し工、製図工など）、定置機関運転・建設機械運転作業（ボイラー工、クレーン運転工、建設機械運転工など）、電気作業（送電線架線工、電気工事士、電気設備工など）、採掘作業（採鉱員、石切出作業、砂利・砂・粘土採取作業など）、とび職、鉄筋工、建設作業（大工、左官、畳職、配管作業など）、土木作業従事者、運搬労務作業（陸上荷役・運搬作業、倉庫作業、配達員など）、その他の労務作業（清掃員など）</p>
分類不能の職業	上記以外

（「日本標準職業分類」（平成9年12月改訂）から作成）